

仕様書番号：E7-10

日付：令和7年2月3日

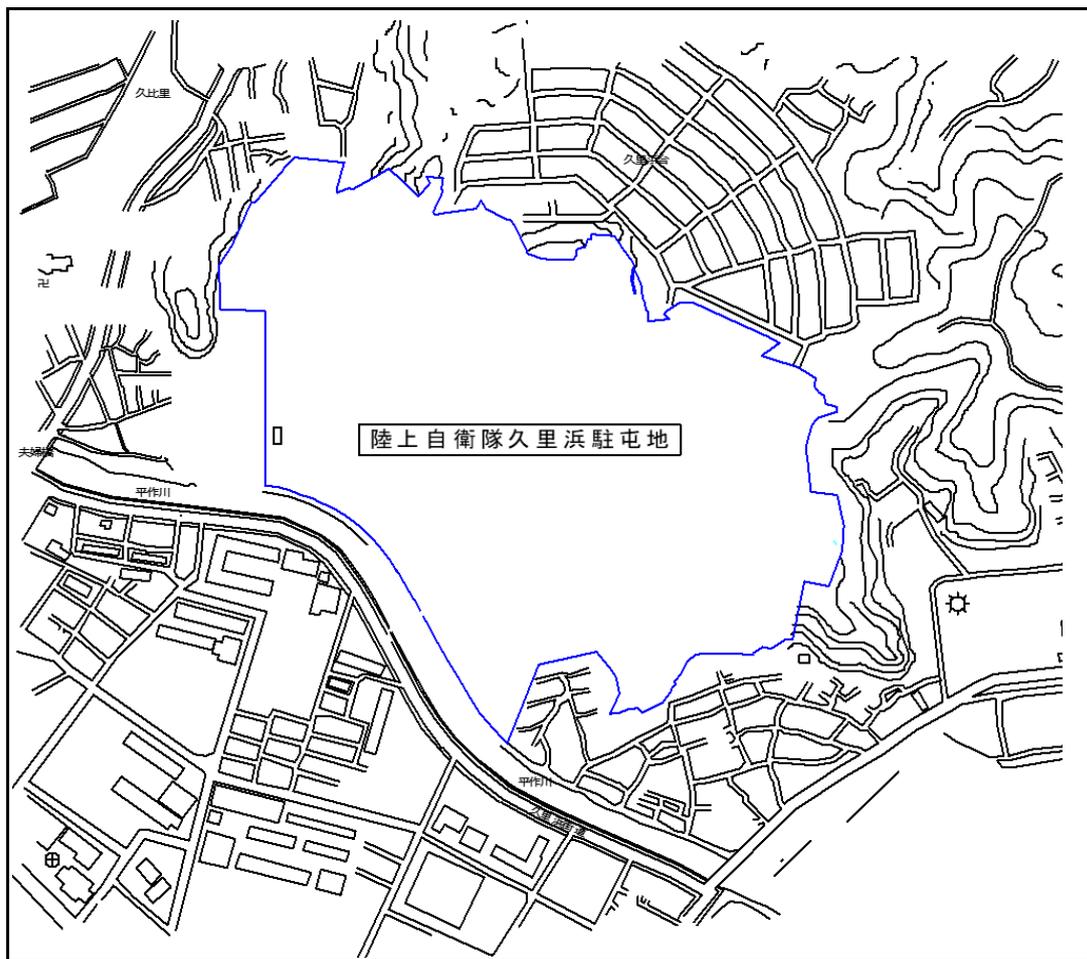
産業廃棄物運搬・処分役務

件名： (プラ容器類)

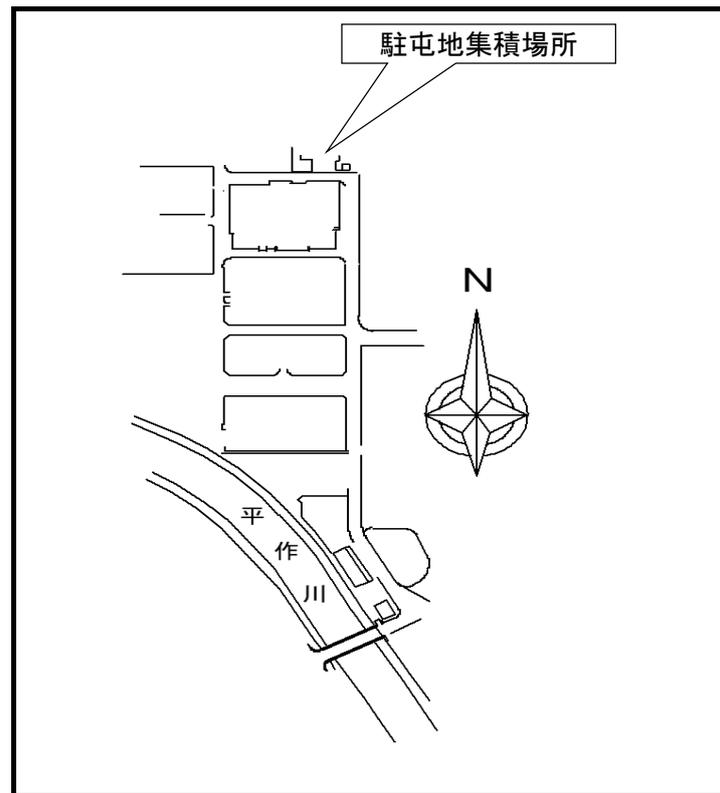
システム通信・サイバー学校

仕 様 書

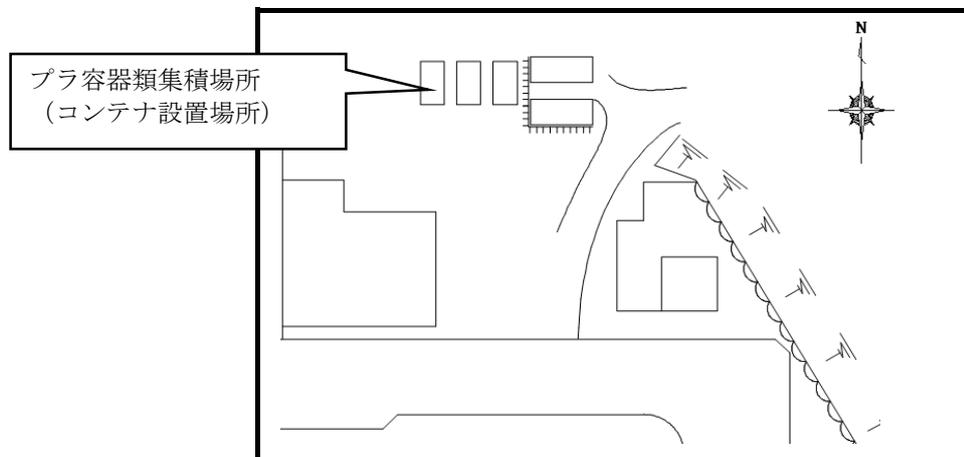
- 1 件 名 産業廃棄物運搬・処分役務（プラ容器類）
- 2 場 所 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
- 3 期 間 令和7年4月1日から翌年3月31日の間
- 4 概 要 陸上自衛隊久里浜駐屯地から排出する産業廃棄物（プラ容器類）の運搬及び最終処分について行う。
- 5 一般事項
 - (1) 本件は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等（以下「法律等」という）に基づき実施すること。
 - (2) 請負者は、県知事等から産業廃棄物収集運搬業の許可及び産業廃棄物処分業の許可を受けている者とし、入札前に許可書の写しを提出すること。
 - (3) 久里浜駐屯地への車両入出門については、警衛所にて面会手続き等を行うこと。
 - (4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）（以下「マニフェスト」という）は、法律等に基づき適正に処理し提出すること。
- 6 特記事項
 - (1) 運搬及び最終処分する廃棄物の種類は以下のとおり。
容器包装プラスチック類
 - (2) 予定数量は、「令和7年度プラ容器類月別処分量（予定数）一覧表」のとおり。
 - (3) 駐屯地集積場所に産業廃棄物運搬用コンテナ（プラ容器類収集用コンテナ）1台（1台あたり4t程度のもの）を設置すること。
設置場所については配置図のとおり。
 - (4) 請負者は、本件に関する法律等を遵守するとともに、円滑な進捗を図る。
 - (5) 本件において事故等が発生した場合、請負者はその責任と費用負担において対処する。
 - (6) 本件の内容と仕様書に疑義が生じた場合は、監督官と協議すること。
 - (7) 官側から要請があった場合は、速やかにコンテナの設置・運搬を実施すること。
 - (8) コンテナの搬出は、官側の指定した日とする。
 - (9) コンテナの最終搬出は3月中旬とする。
 - (10) 処分数量が確認できるもの（計量伝票等）を提出する。
 - (11) 令和8年3月31日までに最終処分を完了し、マニフェストを提出する。



案内図



配 置 図



令和7年度プラ容器類月別処分量 (予定数) 一覧表

月別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
排出量	1,320 kg	840 kg	1,490 kg	960 kg	710 kg	690 kg
月別	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月
排出量	1,150 kg	850 kg	1,120 kg	1,090 kg	1,040 kg	730 kg
年間総量						11,990 kg